

定額減税しきれないと見込まれる人へ 給付金を支給します

物価高による国民の負担を軽減し、可処分所得を増やす取り組みの一環として、定額減税(所得税3万円、個人住民税1万円)しきれないと見込まれる人に対し、給付金(調整給付金)を支給します。

対 次の①～③のすべてを満たす人

①令和6年分所得税が課税される見込みの人、または、筑紫野市から令和6年度個人住民税所得割が課税されている人

②定額減税可能額が「令和6年分推計所得税」または「令和6年分個人住民税所得割額」を上回る人

③合計所得税が1805万円以下の人

※該当者には、「筑紫野市定額減税補足給付金(調整給付)支給確認書」を7月に発送しています。記載内容を確認し、必要事項を記入の上、10月31日までに市役所に返送してください。記載事項などを確認後、支給決定をし、順次、指定口座に振り込みを行います。

●支給額

所得税分		住民税所得割分	
定額減税可能額※1 (3万円×(本人+扶養親族数※2))		定額減税可能額※1 (1万円×(本人+扶養親族数※2))	
令和6年分 推計所得税額	減税しきれない額①	令和6年度 住民税所得割額	減税しきれない額②
支給額 (1万円単位に切り上げ) = ① + ②			

- ※1 定額減税の適用を受けることができる上限額です。
- ※2 扶養親族数は、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含み、令和5年12月31日現在の状況で算出しています。

ID 36007
問 筑紫野市定額減税補足給付金(調整給付)コールセンター
 (555)6551 (8時30分～17時※土・日曜日、祝日を除く)

草木のはみ出しや 段差解消ブロックは危険です

●草木の適正な管理を

道路にはみ出した草木は、通行の妨げや交通事故の原因となることがあります。山林の草木竹も同様です。私有地からはみ出た草木は土地所有者に所有権があり、市での処理ができません。また、それらの草木が原因で事故が発生したときは、所有者の責任が問われる場合があります。

安全に道路を利用できるように、所有者で剪定や伐採など適切な管理をお願いします。

●段差解消ブロックは撤去を
道路上に敷地との段差解消のためのブロックや鉄板、樹脂製のステップを設置することは法律で禁止されています。

段差解消ブロックにより、歩行者や自転車、バイクの転倒事故が発生した場合、設置した人に事故の責任がおよぶ場合があります。また雨天時などに、道路上の水の流れを妨げ、水たまりが発生し、近隣に迷惑をかける場合があります。

道路に面した敷地への段差解消の

手段として、切り下げ工事などを行う方法があります。詳しくは問い合わせください。

問 管理保全課管理担当

